

平成 20 年度経済産業省委託調査
会計基準の国際化対応に関する調査研究
調査研究報告書

平成 2 1 年 3 月

株式会社 三菱総合研究所

目 次

1 調査研究の概要	1
1-1 調査の背景.....	1
1-2 調査の目的.....	1
1-3 調査の概要.....	1
2 欧米における会計基準統一等に対する問題意識に関する調査	3
2-1 欧米における IFRS もしくは会計基準統一に対する問題意識.....	3
2-1-1 フランス.....	3
2-1-2 ドイツ.....	8
2-1-3 イギリス.....	12
2-1-4 アメリカ.....	15
2-2 時価会計など金融危機対応に対する意見.....	19
2-2-1 フランス.....	19
2-2-2 ドイツ.....	19
2-2-3 イギリス.....	20
2-2-4 アメリカ.....	20
3 ドイツ、フランスにおける企業会計制度に関する調査	22
3-1 ドイツにおける会社法現代化見直し(BiLMoG)の背景と改正の概要、会社法現代化に対する国内関係者の意見、税改正の状況.....	22
3-1-1 ドイツにおける会社法現代化見直しの背景.....	22
3-1-2 ドイツにおける会社法現代化改正の概要.....	23
3-1-3 会社法現代化に対する国内関係者の意見.....	24
3-1-4 ドイツにおける税改正の状況.....	24
3-2 フランスにおける会計制度見直しの状況.....	26
3-2-1 現在の会計基準.....	26
3-2-2 ANC の創設.....	26
4 複数の会計基準を設定する場合の論点の調査	28
4-1 イギリスの企業会計制度の建て付け.....	28
4-2 会社規模別、目的別など複数の会計基準を設定する場合の論点.....	31
4-2-1 会社規模別に複数の会計基準を設定する場合の論点.....	31
4-2-2 目的別に複数の会計基準を設定する場合の論点.....	32

1 調査研究の概要

1-1 調査の背景

我が国の企業会計基準については、現在、国際的コンバージェンス（収斂）に向けた作業が進展している。2007年8月の企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan: ASBJ）と国際会計基準審議会（The International Accounting Standards Board: IASB）との間の「東京合意」において、日本の会計基準と国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）の間の差異を2011年6月末までに解消することとされている。また、2008年中には、欧州委員会（European Commission: EC）が日本の会計基準について、IFRSとの同等性評価を決定する予定となっている。更に、2008年10月の企業会計審議会において、コンバージェンスを推進する梃子として「連結先行論」が議論されている。

一方、2008年8月、米国証券取引委員会（US Securities and Exchange Commission: SEC）が、IFRSの採用に向けたロードマップ案を公表した事により、我が国のIFRS採用（アドプション）の議論が改めて顕在化している。

1-2 調査の目的

前述の背景の下、本調査では欧米における会計基準の国際化に対する問題意識、企業会計制度の見直し状況等について調査し、もって我が国企業会計基準の今後の方向性・在り方等を検討する場合の参考とすることを目的とした。

1-3 調査の概要

国内外において公表されている資料、文献、海外現地調査（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス）、国内有識者からのヒアリングにより調査・分析を行った。

海外現地調査は、欧米における会計基準の国際化に対する議論および会計制度の見直し状況等について調査する目的で、フランス、ドイツ、イギリス及びアメリカの産業団体、会計基準設定機関、大学教授等に対してヒアリング調査を行った。調査対象及びインタビューの質問は以下の通りである。

フランスでは、フランス経営者連合（Mouvement des Entreprises de France: MEDEF）、Acteo（Association pour la participation des entreprises française à l'harmonisation comptable internationale）、国家会計審議会（Conseil National de la Comptabilité: CNC）、フランス予

算公会計行政機構省（Ministère du Budget, des Comptes Publics et de la Fonction Publique）、パリ大学ドーフイーヌ校教授（Professor of Université Paris IX Dauphine）にインタビューを行った。各インタビュー先に対する、共通質問として、（１）IFRS に対する問題意識、（２）会計基準の国際統一に対する問題意識、（３）時価会計など金融危機対応に対する意見、（４）IFRS もしくは会計基準の国際的統一の動きが与える企業行動の領域及び影響について調査した。また、CNC、パリ大学ドーフイーヌ校教授に対しては、フランス会計基準（Plan Comptable Général: PCG）について質問を行った。

ドイツでは、ドイツ産業連盟（Bundesverband der Deutschen Industrie e.V.: BDI）、ドイツ連邦法務省（Bundesministerium der Justiz）、ドイツ会計基準委員会（Deutsches Rechnungslegungs Standards Committee e.V.: DRSC）、及びドイツ商工会議所連合会（Deutscher Industrie -und Handelskammertag: DIHK）にインタビューを行った。各インタビュー先に対する、共通質問として、（１）IFRS に対する問題意識、（２）会計基準の国際統一に対する問題意識、及び（３）時価会計など金融危機対応に対する意見について調査した。また、BDI 及び DIHK に対しては、（１）IFRS もしくは会計基準の国際的統一の動きが与える企業行動の領域及び影響、（２）ドイツにおける会社法現代化見直しに向けて導入が検討されてきた貸借対照表法現代化法（BilMoG: Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz）に対する意見を調査した。さらに、ドイツ連邦法務省に対しては、（１）ドイツにおける BilMoG の背景と方向性、（２）中小企業向けの会計基準を検討する際のポイントと中小企業向けの会計基準設定における留意点、（３）BilMoG をはじめとする国内会計基準の変更について質問した。

イギリスでは、英国企業会計審議会（Accounting Standards Board: ASB）に対して、（１）国内会計基準の方向性について、（２）企業規模別に異なる会計基準を適用することについての意見・見解、（３）時価会計など金融危機対応に対する意見、（４）IFRS もしくは会計基準の国際的統一の動きが与える企業行動の領域及び影響についてインタビュー調査を行った。

アメリカでは、全米商工会議所（The U.S. Chamber of Commerce）、SEC、シカゴ大学教授（Professor of Accounting in the Graduate School of Business, University of Chicago）にインタビューを行った。各インタビュー先に対して、（１）IFRS に対する問題意識、（２）時価会計など金融危機対応に対する意見、（３）IFRS もしくは会計基準の国際的統一の動きが与える企業行動の領域及び影響について調査した。

また、国内有識者からのヒアリングでは、横浜国立大学大学院国際社会科学部教授、立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授、明治大学大学院会計専門職研究科専任教授、法政大学経営学部教授、明治学院大学経営学部国際経営学科専任講師、中央大学専門職大学院国際会計研究科教授、立教大学経済学部教授にご協力頂いた。

2 欧米における会計基準統一等に対する問題意識に関する調査

2-1 欧米における IFRS もしくは会計基準統一に対する問題意識

2-1-1 フランス

IFRS 導入当時における議論

導入当時のフランスにおける IFRS をめぐる議論は、個別財務諸表への IFRS 適用に集中していた。連結財務諸表については IFRS の導入は自然の流れであった。これは、IFRS と商法・会社法、労働法、税法といったフランスの法的環境の違いを考慮した結果であったといえる。

現在、フランスでは、ユーロネクスト (Euronext) 上場ならば、連結財務諸表は IFRS、個別財務諸表は PCG、それ以外は、連結財務諸表は IFRS あるいは PCG、個別財務諸表は PCG が適用される。フランスでは個別・連結財務諸表別に異なる会計基準を適用したことは大きな問題にはなっていないとされている。

2005 年からの IFRS 適用を受け、企業は専門家のアドバイスを得ながら 2002 年、2003 年頃から準備を始めた。情報システムの変更には多大な労力がかかるため、IFRS への適用準備を早い段階から始めておくことは非常に重要であるというのがフランス産業界の教訓である。

フランスが IFRS を導入した当時は、ファイナンス関係者の間で IFRS に対する理解が充分でなかったため、企業側は会計処理の選択理由や財務的な影響を投資家を中心とした財務諸表の利用者へ説明するのに当初の予想以上に時間を要した。また、IFRS 1 (国際財務報告基準の初度適用) の適用により IFRS 適用 1 年目に例外処理が多くなされたため、IFRS により企業間の比較可能性が高まることがうたい文句にされていたが、実際にはそうならなかった。さらに、フランス GAAP (Generally Accepted Accounting Principles) での会計処理から IFRS への移行には年金会計などで困難が伴った。

従来のフランス GAAP では、所有権の概念が重要視され、売上、それに伴う売上原価は所有権が移転する時点で計上することとなっていたが、IFRS では、経済的便益およびリスクが移転するときとなり、売上、売上原価の認識時点が大きく変化するようになった。その他、アナリストなど財務諸表の利用者の IFRS に対する理解が乏しいため、企業はアナリスト向けにセッションを開いたりもした。

IFRS の導入は、企業内特に、経営層の変化ももたらした。IFRS の導入は企業内の管理会計システムに変更をもたらしたほか、経営者自身、IFRS の導入による影響をステークホルダーに説明する必要があるが出てきた。IFRS の導入前は、会計は経営層にとってそれ程重要なものではなかったが、会計戦略が重要になり、会計戦略が経営層の会社の方向性に

関する決定に影響を及ぼすようになった。例えば、社債を発行するとした場合、経営者は IFRS で社債の発行処理はどのように処理されるのかを意識するようになった。会計処理自体が経営意思決定を構成する一部になった。

IFRS に対する問題認識

➤ 個別財務諸表に対する IFRS の適用

個別財務諸表への IFRS への適用に当たっては、税および会社法との兼ね合いが大きな問題として出てくる。特に、税との関係が大きい。フランスの税法においては、納税者間の公平性 (equality) を重視する指向があり、税額計算の基礎となる会計基準は全ての企業において同じであるべきであるという考え方が根強い。

税については、マクロの視点からの議論もある。企業間、あるいは産業間の毎年の税負担をある程度均等化するという考え方に対し、IFRS では、利益変動が大きくなり、税負担の一般的なバランスを保てなくなるという指摘である。こうした企業側の課税負担の平準化のほか、国家の財政の安定的な確保の点からも個別財務諸表への IFRS の適用は問題視される。

また、IFRS の考え方は負債と資本の区別や配当、倒産法制の部分など会社法の考え方と相容れない部分があるとされる。

さらに、フランスでは、利益と従業員報酬がリンクしており、IFRS の導入をめぐっては、企業の利益の中に未実現利益を加味すべきではないという議論が出てくる。

このように個別財務諸表には伝統的なフランス GAAP の考え方を中心に、IFRS の要素で受け入れ可能な部分を取り込んでいくべきとされ、原価主義 (Historical Cost) の原則維持、保守主義 (Prudence) の考え方を維持した中で、IFRS の受入れ可能な部分のみを取り入れていくという考え方を採っている。

IFRS とフランス GAAP のコンバージェンスを進めたとしても、実際の運用の部分では IFRS とフランス GAAP では異なってくる。すなわち、資産の概念を IFRS とフランス GAAP で統一させたとしても、実際の運用の部分では差異が出てくる。例えば、開業費は IFRS においては費用化されるが、フランス GAAP では資産計上も容認される。また、広告費も IFRS においては費用化されるが、フランス GAAP では以前は資産化を容認していたものの、現在は認められない。すなわち、会計基準が統一化されたとしても、運用の部分は国による相違は出てくる。

なお、大企業からは、個別財務諸表も IFRS で作成することが出来れば、現状の個別財務諸表は PCG、連結財務諸表は IFRS という二重の基準での財務諸表作成負担を軽減出来るという声もあるが、税および会社法との兼ね合い、さらには中小企業の負担の問題があり個別財務諸表への IFRS の全面的な適用は認められていない。

今後についてであるが、IFRS はあくまで、連結財務諸表に留めるべきであるという姿

勢はフランスにおいて継続されると考えられる。中小企業に対して IFRS が導入されたとしても、選択適用に留め、強制はすべきでなく、IFRS の強制適用は、ユーロネクストに上場するような大企業に限定すべきであるという考えが強い。こうした考えにフランス国内の意見は収斂しつつあり、フランス GAAP の IFRS への収斂の動きは、現在、安定的である。

➤ 会計基準設定主体としての IASB の姿勢

IASB に対する問題意識としては、IASB が会計処理の技術的な部分に走り過ぎていて、ビジネスニーズに対する配慮に欠けているということである。こうした傾向は、純利益を廃止しようという動きや、浸透してきたキャッシュフロー計算書を直接法で行うという動きなどに端的に現れている。包括利益に対しては、観念的なもので、IFRS が唯一の利用者として想定している投資家にさえ、理解が困難となっているとの指摘もある。経営の質を高めるという意味では、従来の業績報告の方が優れているという意見も多い。

また、管理会計、業績評価については、IFRS の数値は、ビジネスの実態とは乖離しているという意見も見られる。IFRS が注意を払う株式市場の動きは絶対のものではなく、企業内部の業績管理には、むしろ原価主義の方が適切であるとの意見も根強い。

財務諸表の利用者について、IASB、IFRS が資本市場の投資家に対する情報提供機能に偏り過ぎていることも、実体経済からの乖離の一因とされている。本来の財務諸表の利用者は企業自身、アナリスト、会計士も含めて、企業を取り巻く全てのステークホルダーとされるべきである。

同様に、IFRS は投資家へ意識が向き過ぎているとの批判も見られた。企業を取り巻く利害関係者としては債権者など他にもいるにもかかわらず、IFRS は株式市場に注意を払い過ぎているというものである。また、経営層が注視するのは実績であるが、IFRS は市場を注視するあまりにビジネスの実情を反映するよりも、投資家の将来予測に資する情報提供を重視しており、そうした姿勢に対する懸念が示されている。

IFRS は資産負債アプローチを採用し、市場指向の考え方を採るが、金融危機が示したように資産、負債の価格について、市場が常に正しい価格を導き出すとは限らず、IFRS の財務情報はマネジメントの求めるものとは異なるという指摘も見られた。

IFRS、IASB は企業をはじめとする財務諸表利用者の意見にもっと耳を傾けるべきであるという意見も出された。

また、デュープロセスについても実際に関係者が出来るのは、コメントレターを送るくらいのことしかなく、関係者の参加方法の改善の必要性を訴えている。また、金融危機のような事態が発生した場合、IFRS の設定には通常最低でも 18 ヶ月を要している中で、一貫性を保ちつつ、如何に状況の急速な変化に対応して迅速に手続きを進めていくかという点についても指摘が出された。

会計基準作成主体としての IASB アカウンタビリティと独立性のバランスをどのよう

に取るのかという問題も指摘されている。

ワーキンググループの数が多すぎるという指摘も見られた。アメリカとの MOU (Memorandum of Understanding) の関係で多くのプロジェクトを 2011 年までに終わらせることになっているが、あまりに多くのことを手がけすぎており、検討項目に優先順位を付けるべきであるというものである。ただ単に、IFRS を FASB の規定に置き換えるのであれば意味がない、IASB のメンバーが変わったとしても、各プロジェクトは充分フォローされるのかといった懸念の声もあった。

この他、業界特有の基準を検討する段階にあるとの指摘も見られた。

➤ 比較可能性

IFRS 1 (国際財務報告基準の初度適用) では、企業側の選択肢を増やした分、企業間の比較可能性は却って下がったことが指摘されている。企業間の比較可能性については、現在はさらに下がっているとの指摘もある。

➤ 時価会計 (Fair Value Accounting)

時価会計が導入されるとボラティリティがさらに増すことにもなる。昨今の金融危機からも、IFRS は時価会計ではなく、あくまで原価主義を原則にしておくべきであり、そうしたほうが、会計基準の国際的統一を果たすという目的達成のためには適切であったとの指摘も出されている。

➤ IFRS 導入における企業活動への影響

IFRS 導入における企業活動への影響として、資金調達や企業の研究開発投資規模自体については、大きな影響はないとされている。また、年金会計自体は有用であるとされている。この他、取引条件を定める契約など法的な面での影響も認識されている。さらに、財務諸表の注記の量が増え、財務諸表自体が複雑になったとの指摘もある。

大企業にとって IFRS の規定で問題になるのは、のれんの非償却の部分である。つまり、M&A において、IFRS におけるのれんの会計処理は制約になりつつある。当初は、のれんの規則償却から非償却になり、利益増加要素にもなったが、金融危機で減損処理を強制される事態になっている。

➤ 中小企業への IFRS の導入

IFRS が複雑過ぎて、中小企業にとって理解が難しくなっていることが問題となっている。つまり、IFRS は投資家向け情報としては優れたものかもしれないが、コストや経営指標など管理会計情報としては有用な情報を提供していない現状がある。中小企業に IFRS をそのまま適用するのに困難な基準としては、IAS18 号 (収益)、IAS7 号 (キャッシュフロー計算書)、IAS12 号 (法人所得税)、IAS21 号 (外国為替レート変動の影響)

が挙げられている。IFRS 導入は中小企業にとってコスト的な負担が大きい。

➤ IFRS 導入のコスト

IFRS 導入には、それに伴う資産の組替え、および情報システムに多大な労力が必要になり、IFRS 導入コストが大きいという批判が有る。また、IFRS の改正が毎年のように行われており、情報システムの変更が常に発生することが問題となっている。

会計基準統一に対する問題意識

会計基準の国際的統一については、欧州で言う IAS39 号（金融商品：認識及び測定）のカーブアウトが典型例であるように、各国にはそれぞれの事情というものがあり、例外は避けられないとの意見である。一方、IFRS の採用する原則主義だからこそ、各国の事情による処理の幅を認めることが出来、会計基準の国際的統一が可能になるとの意見も見られた。会計基準の国際的統一の可能性という視点では、各国の事情による処理の幅を認めるという点で、細目主義よりも原則主義の方が優れているとされている。

2-1-2 ドイツ

IFRS を取り巻く状況

ドイツにおける IFRS に対する見解は、上場大企業と非上場企業、中小企業で分かれる。非上場企業、中小企業は IFRS ではなく、ドイツ GAAP に固執する姿勢である。一方、ドイツ株価指数 (Deutscher Aktienindex: DAX) 30 の大企業は IFRS に肯定的である。DAX30 の大企業が IFRS を肯定的に捉えている背景には、こうした企業は国際的企業活動を行っており、海外の投資家や海外の債権者や海外の取引先はドイツ GAAP に対する理解に乏しく、国際的に通用する会計基準による資本市場での開示、財務情報の提供を求められたことが指摘できる。大企業は、税や商法との関係から、個別財務諸表をドイツ GAAP で作成する必要があるものの、国際的に受入れられる IFRS での開示のメリットは大きいといえる。しかし、IFRS を、ドイツ国内を中心に活動する中小企業を中心とするドイツの大部分の企業まで含めて適用するとなると、国際的な企業活動を行わず、ドイツ国内を中心に活動する企業にとっては、コストがかかり過ぎるという点がある。従って、ドイツでは、連結財務諸表のみに IFRS を原則適用するというのは妥当な選択であるとされている。

ドイツでは、IFRS は資本市場の連結情報の範囲に対応しており、上場企業の連結財務諸表のみ IFRS が義務付けられ、上場企業の個別財務諸表はドイツ商法 (Handelsgesetzbuch: HGB) が原則適用される。現状においては、上場企業は個別財務諸表を商法に基づいて作成した後、連結財務諸表で IFRS へ作り変える必要があるため、上場企業から個別財務諸表でも IFRS の適用を容認してほしいとの声が存在する。非上場企業の連結財務諸表や個別財務諸表については、フランスと同様に、連結財務諸表については容認、個別財務諸表では IFRS を認めないという考え方に近い。つまり、非上場企業に対する IFRS 適用は可能であるとしながらも、必ず国内の HGB に基づいた財務諸表を作成することになっている。その背景にドイツでは、個別財務諸表に情報提供機能に加えて、配当可能利益算定および税額計算の基礎としての機能があり、資本市場における投資家に対する情報提供目的を重視する IFRS をベースに個別財務諸表を作成するのは適切でないという考えがある。

一方、ドイツでは、IFRS のメリットとして以下の点が認められている。まず、IFRS 適用により、企業の外部報告用経営情報と内部管理用経営情報が近づいたということが挙げられる。ドイツでは、社内の経営情報としての有用性はドイツ GAAP よりも IFRS ベースのものの方が優れているとされる。例えば、BMW は従来の商法ベースの会計数値をベースにした内部経営情報から IFRS をベースにしたものになることにより、予算はより信頼性の高いものとなったと評価している。また、従来、ドイツの企業は商法ベースの会計 (財務会計)、内部管理用の会計、税務会計の 3 つの体系を有していたが、IFRS の導入により、財務会計と内部管理用の会計がほぼ一致し、2 つの体系で済むようになったこ

とから、財務諸表作成に係る企業側のコストも低下したと評価する意見もある。

IFRS に対する問題意識

➤ セグメント会計

ドイツでは、IFRS をめぐる議論の中でセグメント会計が挙がってくる。商法ベースのものと比較すると、IFRS の方がセグメント会計について詳細な情報の開示が要求されるため、IFRS 適用により、競争相手に不利な情報まで開示する必要に迫られるのではないかという議論がドイツでは起こった。資本市場のアナリストへ提供する情報の質と企業の開示可能な情報の範囲の兼ね合いでセグメント情報に関して、ドイツでは大きな議論になった。

➤ パートナーシップ

パートナーシップとの関連でドイツでは、IAS32 号（金融商品：表示）が問題視される。ドイツではパートナーは自分たちの意思で提供した資金の払い戻しを受けることが出来るが、IAS32 号（金融商品：表示）をそのまま適用した場合、パートナーシップへの提供資金は資本ではなく、負債に計上されることになり、負債比率が一見して高く見えるようになってしまうことから問題になる。

➤ 繰延税金

IFRS と税法との関連では、特に IAS12 号（法人所得税）の繰延税金が問題になる。一部ドイツ大企業が、経済実態は何も変わらないのに、経営者が IAS12（法人所得税）を利用して、繰延税金を多額に変動させたこともあり、問題視される。

➤ IFRS 導入のコスト

企業にとって、IFRS 導入は、情報システム導入や教育研修などコストがかかるものとなっている。また、導入までの期間も非常に長期を要するという点も問題視されている。

➤ IFRS の度重なる改正

IFRS は毎年のように規定の改正が行われる。ドイツでは IFRS との調和化を進めるために、BilMoG の検討を既に進め、また、10 年近くかけて IFRS を浸透させてきたが、IFRS では、基本財務諸表を従来の損益計算書（Profit and Loss Statement: PL）、貸借対照表（Balance Sheet: BS）、キャッシュフロー計算書（Cash Flow Statement: CF）から変更する動きがあるなど、改正が続くことで企業への負担が増幅することが懸念されている。

➤ IFRS に対する理解不足

IFRS は非常に理解が困難であり、監査人の協力なしには導入をすることは出来ないため、ドイツでは、IFRS 導入を通じて、監査人のプレゼンスが拡大した。また、変更点が多いことも、IFRS の理解が進まない一因となっている。さらに、IFRS が投資家のために規定されたものであり、企業側のものではないということも、理解不足の背景として指摘されている。また、ドイツ GAAP と IFRS の違いも影響している。ドイツ GAAP は一般的ルールを定めているだけであり、冊子も薄いのに対し、IFRS は個別にルールを定めるものであり、ルールに加えて、さらに解釈も必要になる。

➤ 中小企業のニーズ

IFRS のエクスポージャードラフトの公表から正式に基準が承認されるまでに、中小企業のニーズが充分反映されていないという指摘も見られる。また、デュープロセスが複雑過ぎるため、中小企業が IFRS の設定までのプロセスに参加しきれていないという指摘も見られた。2006 年に中小企業向け IFRS 設定の動きに合わせて、DIHK で中小企業に対して IFRS に関する調査を実施したが、その調査によれば、中小企業にとって、IFRS はあまりに複雑過ぎて、より簡素なものにする必要があり、中小企業の利益に合致しないという結果が出た。概して、中小企業向け IFRS は運用にまで持っていけないということがドイツにおける評価である。

➤ 中小企業に対する IFRS の導入

中小企業向け IFRS (IFRS for SMEs) に対する批判が非常に大きい。中小企業に対しては、会計責任、配当支払い能力、雇用者への支払い能力、債権者への細部弁済能力が主な情報利用者のニーズを考慮した基準を作成することが必要となることから、IFRS を中小企業に適用すべきでないという議論は今後も存在すると考えられる。

会計基準統一に対する問題意識

国際的に単一の会計基準(one single set of standards)を適用していくという IFRS の目標を達成していくためには、規定の部分はあくまで原則に留め、ルールの部分は各国のシステムに委ねるべきであるという意見が見られた。すなわち、国際的に単一の会計基準とは、国際的に単一の原則(one single set of principles)であり、国際的に単一の原則は充分に幅のあるものでなければならない。そのようにすれば、各国のルールを適用する余地が出来、国際的に単一の会計基準(one single set of standards)を適用していくことも可能になってくるというものである。

ドイツにおける IASB、IFRS に対する期待

国際的に活動する企業では、ドイツ GAAP ではなく、国際的に認知された会計基準の必要性が高く、IFRS について、US GAAP に代わるものとして期待している声が多い。そして、IASB に対して、今後、IFRS の認知度を向上させ、会計基準としての質を向上させ、世界の会計基準とのコンバージェンスを図ることを明確に示すことが期待されている。ただし、共通の会計基準を適応しても、監査の質なども向上されない限り、各国、各企業で同じ会計数値が得られるかということにはならないとの指摘も出されている。

2-1-3 イギリス

イギリスにおける IFRS の利用状況

現在はロンドン証券市場に上場する企業の連結財務諸表のみ IFRS の適用が義務付けられているが、それ以外の企業には IFRS と財務報告基準 (Financial Reporting Standards: FRS) の選択を認めている。これは、イギリスでは、損金経理要件を課していないため、税制と会計基準が分離していることが影響している。イギリスの会社法 (Companies Act 2006) では、配当制限や債権者保護規制が希薄である一方、企業所有者保護が強い。

なお、多くの公開会社は、財務諸表を IFRS により作成した場合、UK GAAP により作成した場合に比べ、配当可能利益が目減りするとの懸念から、個別財務諸表については引続き UK GAAP で作成している。

また、IASB の本部はロンドンに設置されており、IFRS はイギリスの影響を強く受けた基準と言える。

IFRS 導入時に議論された問題

➤ 有形固定資産

有形固定資産の取扱について、UK GAAP と IFRS が異なることが、特に不動産や造船業界及び航空業界で問題となった。IFRS では UK GAAP と異なり、毎期末に残存価格を再見積もりするよう求めている。また、コンピュータソフトウェア資産に関しては、UK GAAP では有形資産とされているが、IFRS では無形資産とされるため、問題となったことが報告されている。

➤ 無形資産

無形資産の取扱が問題となるのは、特に M&A におけるのれんである。IFRS 導入にあたって、実質的に全てのイギリス企業は IFRS 1 (国際財務報告基準の初度適用) の適用による例外適用を受け、IFRS 導入に伴い、企業結合会計の見直しを行わず、顧客との契約や顧客との関係のように明確に認識出来るもの以外も含めて、買収価格のおよそ 50% をのれんとして計上した。また、のれんの非償却および減損の適用は、イギリス企業の業績に重要な影響を与えている。

➤ 金融商品の減損

UK GAAP では金融商品帳簿価額に一定率を乗じる形での貸倒引当の計上が許容されていたが、国際会計基準 (International Accounting Standard: IAS) の IAS39 号 (金融商品: 認識及び測定) の規定では、グルーピングした金融商品ごとに信用リスクを考慮して貸

倒引当を計上することが求められている。金融商品の問題は、多くのイギリス企業にとって、最も難しい分野となっている。その背景として、イギリスでは金融商品に関する包括的理解及びその測定基準が醸成されていなかったこと、また、金融商品に関する国際基準としての IAS39 号（金融商品：認識及び測定）が大変複雑であることが指摘されている。

➤ リース

リースに関する問題としては、特にオペレーティングリースインセンティブのメリットについて指摘されている。IFRS ではオペレーティングリースインセンティブをリース期間に配分することが要求されているが、UK GAAP では次のリース料見直しまでの期間で配分することが要求されていることの違いによるものである。

➤ 確定給付年金

UK GAAP では、損益計算書を經由せず、総認識利得損失計算書（Statement of Total Recognized Gains and Losses）上で、全ての確定給付年金スキームの保険数理による損益が認識される。ほとんどのイギリス企業は保険数理による損益に関して回廊（corridor）アプローチを採用しており、保険数理による損益が損益計算書に記載されることはない。その点が IFRS とは異なる。

➤ 連結の範囲

IFRS の導入により、これまでイギリスで用いられてきた連結の範囲が大幅に拡大されることになるため、イギリス企業の中には、自社の連結の範囲を再検討する必要があるところが出てきた。

➤ IFRS 導入のタイミング

2003 年および 2004 年に行われた IFRS に関する意識調査では、監査人やイングランド・ウェールズ勅許会計士協会（Institute of Chartered Accountants in England and Wales: ICAEW）による働きかけにもかかわらず、多くのイギリス企業は IFRS 導入の準備や情報交換を後回しにしていたことが明らかになっている。また、導入に係る準備作業量やコストが低く見積もられていたと指摘されている。

➤ IFRS 導入のコスト

IFRS 導入には多大なコストに係ることが問題視されている。IFRS 導入にあたっては、情報システムを変更・改善する必要があり、企業の負担となっている。また、各企業に IFRS に精通した人材が少ないことが指摘されており、その結果としてコンバージョンを遅延させるとともに、外部の専門家に頼る必要が生じ、更なるコスト負担を生んだ。IFRS

の理解を深め、コンバージョンを促進するため、大企業はトレーニングや教育に積極的に投資しているが、特に、中小企業は IFRS に精通した人材が不足しており、コンバージョンプロセスを外部に委託することが多く、中小企業の負担を増加させている。AIM (Alternative Investment Market) 上場企業のような中小規模の企業が IFRS 導入に必要なコストはロンドン証券取引所上場企業のような大企業のそれよりも高く、IFRS 導入自体が中小規模の企業の負担となっている。

2-1-4 アメリカ

IFRS に対するアメリカ産業界の認識

アメリカ産業界の IFRS に対する認識には、金融危機が微妙な影響を与えている。アメリカ産業界で IFRS を支持する動きがある背景には、米国企業の海外事業展開の機会が拡大し、海外子会社が IFRS に基づいた財務諸表を作成していることから、米国企業の IFRS に対する理解が深まってきた点が考えられる。また、アメリカ国内以外での資金調達の動き拡大の影響も少なからずある。その他、IFRS が、投資家及び企業に対し、財務諸表の比較可能性を高めることを可能にするものであり、資本市場のさらなる発達のために非常に重要な役割を果たすものであると認識されてきた点がある。

しかし、金融危機による経済状況の悪化に伴い、SEC の公表した IFRS 適用ロードマップ案に対するアメリカ企業のスタンスの変化が指摘されており、米国企業全般として、ロードマップ案及び IFRS に対する支持の動きは弱まっている面も見られる模様である。特に問題とされているのは、アメリカにおいて IFRS が実際に導入されるのかどうか、導入された場合いつの時点からになるのか、現段階ではっきりしないというその不確実性の高さである。IFRS 導入には、ある程度の人的・資金的コストがかかるため、IFRS 導入が確実に保証されない限り、昨今の経済環境の中で企業側が具体的な対応を採ることは難しいと言える。

さらに、IFRS 導入に対して、強い懸念を示している業界が存在する。保険業界とエネルギー業界である。US GAAP にはそれぞれの業界に対応した特別な基準が定められているが、原則主義を採る IFRS には特定の業界向けの会計基準がない。保険業界については、会計基準として固有の問題があり、IFRS を導入するとした場合、その部分を解決する必要がある。また、エネルギー業界は、在庫の会計処理について IFRS ではカバーされていないことが問題視されている。

なお、アメリカにおいて、IFRS に対する一定程度の理解があるのは大企業に限定されており、中小企業の IFRS に対する理解は未だ低いのが実情である。

IFRS に対する問題意識

➤ IFRS の適用における問題

1つの統一的な基準を使って、同じ基準を異なる利用者に適用の所までほぼ同じようにしようとしても困難である。IFRS の導入にあたっては、各国の政治経済の状況の違いが、不均一な導入という問題を引き起こす。これは、現状において、市場及び政策が完全にグローバル化しておらず、各国政府の意向や文化的背景といったローカルな要因が市場や政策に影響を与えているためである。各国の相違としては、経済への政府介入の

度合い、会計基準に対する政府介入の度合い、会計基準の適用の厳密さの度合い、法体系、監査、金融市場の深度、金融市場の構造、企業セクターの規模、コーポレートガバナンスの構造、プライベートセクターとパブリックセクターの比率、財務諸表上の情報の利用等が指摘されている。

統一的な会計基準を各国で均質に適用することの難しさを端的に示しているのが、時価会計 (Fair Value Accounting) の問題である。時価会計の適用の仕方、各国政府の対応は非常に異なり、時価会計の問題は、各国での会計基準の同様な形での適用を目指す IFRS の理想にとっても大きな問題があることをはっきりとした形で露呈したとの指摘が見られた。すなわち、時価会計の問題は、1つの国際的な基準を定めても適用の部分では政治の影響を受け、各国により異なる対応になるということを示している。

このように、国際的で高品質な統一的会計基準が設定されても、運用の際に各国がばらばらな会計処理を行ったのでは、グローバルな統一的会計基準としての疑問が出てくるため、会計処理のばらつきをなくすための活動が重要になってくるという指摘も見られた。

➤ 訴訟

アメリカでは、経営陣が訴訟リスク回避のため、保守的な会計処理を選択する傾向があるが、IFRS の導入は、企業の訴訟リスク回避の姿勢をさらに強める可能性がある懸念されている。

IFRS 導入に伴う訴訟リスク増大の背景としては、IFRS は原則主義をベースとしており、原則主義のもとでは判断の要素が大きくなることが指摘できる。US GAAP を原則主義の IFRS に置き換えた場合に、企業側は、会計処理の判断のより所としての詳細な細目が用意されていない中で、裁判所を説得させることが出来るのかという問題である。

従って、アメリカで IFRS を適用するためには IFRS を補足する詳細なガイドラインが必要になると考えられている。こうした企業側の会計処理をめぐる訴訟リスクは金融危機以来、高まりつつある。例えば、米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting standards Board: FASB) の定める FASB157 号 (公正価値の測定) について考えると、レベル 3 についてあらゆるシチュエーションのキャッシュフロー見積り方法を規定する必要との意見もある。FASB157 号における問題を考えても、アメリカでは IFRS の原則主義を適用する場合、詳細な補足規定が必要になってくる。アメリカで IFRS が適用される際には、IFRS で原則を決め、FASB がルールを決める形になることが予想される。

訴訟を恐れて、会計基準に明確なルールを求めるという動きはアメリカの IFRS アダプションの動きを遅くするという予想すらある。

➤ 後入先出法 (Last In, First Out: LIFO)

LIFO の取扱に関して、アメリカでは、LIFO で棚卸資産を評価したものの損金経理が

認められているが、IFRS では LIFO が認められていないため問題になる。IFRS 導入に伴い LIFO が廃止され、米国企業が先入先出法 (First In, First Out: FIFO) に移行した場合、全体で 1500 億ドルの影響があると試算されており、この部分の企業の税負担への影響が懸念されている

➤ 管理会計

IFRS 導入後は、企業内の業績評価など管理会計は IFRS ベースのものになっていくことが予想される。原則主義で判断の余地の大きい IFRS ベースの管理会計を経営層に適用することは可能であるが、現場に近いユニットレベルまで適用することは難しくなることが考えられる。従って、IFRS を導入することになった場合、米国企業は、自社の末端レベルまで原則主義の IFRS を適用し、現場レベルにも判断の余地を残すことが可能だとの認識に立たない限り、一定の階層以下に対しては詳細な管理会計ルールを設定して、判断の余地を少なくするなどの対応が必要になる。

➤ 情報システム

大企業は、IFRS 導入に伴う情報システム変更に対応する際には、ビッグバン方式を取ることが予想され、相当な情報システム投資の発生が予想される。Y2K の問題 (2000 年問題) が出た際に、企業側に多大な情報システム負担が発生したが、IFRS 導入は Y2K の時よりもさらに大きな情報システム費用の負担を企業に強いることになると予想する声もある。

➤ IASB の独立性

IASB が各界からの協力を得られているという状況も変動的である。現在、100 カ国以上が何らかの形で IFRS を導入しているが、100 を超えるそれぞれの国々が IASB に代表を送り込みたいと主張すると、IASB が国連 (the United Nations: UN) のようになり、数カ国でブロックを形成するようなことにもなりかねない。現状では、企業などからの IASB に対するインプットは歓迎されているが、将来的には政治的な圧力を受けると懸念されている。

➤ 会計基準設定主体としての IASB の有効性

IASB の会計基準設定主体としてのガバナンスにも問題があるとされている。IFRS の基準設定主体として、IASB がガバナンスを行っているが、IASB がアメリカ国内の会計基準設定主体として適切かどうかという指摘がある。このため、アメリカでは、IASB に対して、会計基準設定主体として十分な独立性の確保とともに、十分なモニタリング体制を構築することを求めている。

また、経済の世界では独占よりも、複数が切磋琢磨した方が、規律が働き、よい結果

を生むことが多く、IFRS も他の会計基準と競争した方が、市場原理が働くという意見もある。会計基準設定機関は、市場におけるイノベーションを促進させるために、新しいルールを工夫していく必要があるが、複数の国際的に認められた会計基準が存在した方が、例えば、アメリカ国内で会計基準を設定する場合に海外の優れた基準を参考にすることができるなどのメリットを享受することが出来る。しかし、IFRS が、国際的に認められた唯一の会計基準となった場合には、これが不可能になると考えられる。そういう意味では、IFRS と同時に、FASB が US GAAP を自分たちで設定し、世界に2つか3つの利用者に受け入れられる会計基準が存在するような形で複数の会計基準が競争し、投資家の保護を図るといった形が望ましく、One fits all の考え方は疑問であるとの指摘も見られた。

➤ US GAAP の会計基準としての優位性

また、IFRS の導入は、IFRS と US GAAP のコンバージェンスへの試みを損なうだけでなく、実際は US GAAP を破棄し、より脆弱で政治的圧力を受け易い IFRS を適用させることになるという指摘もある。US GAAP については、FASB 会長が「最高のレポートシステムを有している」とコメントしているように、アメリカ国内では優れた会計基準として認識されている。また、今後、国際的な資本市場・製品市場統一が進もうとも、政治及び市場の力はローカルなものにとどまるという予想も根強く残っている。SEC の IFRS 導入及びコンバージェンスに向けたイニシアチブは、結果として、IFRS よりも優れた会計基準である US GAAP の完全排除につながるのではないかと懸念されている。

2-2 時価会計など金融危機対応に対する意見

2-2-1 フランス

時価会計に関しては、以下の問題が指摘されている。第一の問題はプロシクリカリティである。第二の問題としては、フィナンシャルスタビリティが挙げられている。時価会計がボラティリティを高め、市場の安定性を損ねると指摘されている。第三の問題は、包括利益である。包括利益の考え方はボラティリティを大きくするように働くことから、包括利益を経営層のツールとして使うことは困難であるとされている。従来の PL ベースの利益には、キャッシュフローの予測可能性という機能があったため、PL の利益の変動からキャッシュフローが予測できたことから、企業の価値評価も PL から見る事が可能であった。しかし、包括利益の考え方のもとでは、こうした PL の機能はなくなってしまうと指摘されている。

その他、特に、流動性が枯渇した際の時価会計の妥当性が疑問視されている。IFRS は、市場がどんな領域においても十分な流動性を供給し、正しい価格を導き出すということを前提にしていたが、金融危機により市場が逆方向に機能し、市場価格が消えてしまう状況に直面し、IFRS の前提が正しくないことが明らかになったというものである。

時価会計の問題は、事業会社よりも銀行や保険会社にとって影響が大きいとのことである。時価会計の影響が一番問題になるのは保険会社である。

事業会社にとって時価会計はそれ程大きな問題ではなく、問題になるのは外貨換算などヘッジ会計のところである。

その他、副次的な影響としては、金融機関の経営悪化に伴い、事業会社の市場へのアクセスが制限されることがある。金融機関の貸し出し行動の変化から、借入活動に影響が出る。

2-2-2 ドイツ

BilMoG のドラフトでは、銀行の後押しもあり、時価会計を売買目的の金融商品に限定し、事業会社も含む全ての会社への適用を検討していたが、結局は、事業会社に対する時価会計の適用の見送りととなった。ドイツにおける時価会計に対する批判は、BilMoG では、時価会計の適用を金融商品に限定しているが、一度時価会計が導入されると、金融商品以外の商品にも及んで、影響が大きくなるということに対するものである。

なお、事業会社に限って言えば、時価会計は、それ程大きな影響はないという意見である。ドイツ国内全般の時価会計に対する評価としては、時価会計を肯定的に見る意見は少

ない。また、保守主義を原則的な会計観の1つとするドイツの会計は、時価会計にもともと慣れていないとの指摘も見られる。

2-2-3 イギリス

イギリスにおいては、事業会社に対する時価会計適用はヘッジ会計の基準を適用しているぐらいで殆どない。また、事業会社は複雑なデリバティブなどの金融商品に手を出す必要もないと認識されている。

2-2-4 アメリカ

(1) 時価会計を支持する見解

時価会計を肯定的に捉える見解としては、第一に、時価会計が財務諸表の透明性を高めることが挙げられる。第二に、時価会計自体には、経営者に対してより責任のある意思決定をするように促す効果があるとされており、企業のリスクに対するアカウンタビリティおよび経営責任を高めるように働くと捉えられている。例えば、投資意思決定に対してより妥当な意思決定をするようになるし、市場により注意を払うようになる。また、信用の喪失に対してもより注意を払うようになる。このように時価会計は経営責任を強化する。第三に、時価会計は、事業会社においても意味ある会計情報提供のために有用であると認識されている。時価会計のこうしたメリットから、特に投資家が時価会計の導入を支持している。

(2) 時価会計に対する問題意識

➤ 時価会計の適用における問題

一方、時価会計に対する問題意識としては、時価会計の適用における問題が指摘されている。アメリカの企業のマネージャーは、判断することを嫌う。しかし、FASB157号(公正価値の測定)のレベル1、2、3の区分は非常に柔軟性の高い会計基準である。レベル3などは自分たちで作ったどのモデルでも採用出来るようになっている。一方で、企業がレベル3を使うことを表明することは、市場では悪いサインと捉えられている。レベル3を使うことを表明することは市場の流動性が枯渇していることを示すことになるからである。また、企業はレベル3を適用してディスカウントキャッシュフローの計算をしたとして、その結果が誤っていたことになれば、サーベンス・オクスリー法(SOX法)で訴追さ

れる可能性もあり、流動性の枯渇した市場を前提とするのではなく、あくまで市場価格で計算しようとする。すると流動性の枯渇した市場の市場価格で計算された企業業績はさらに低く計算されることになる。

➤ 時価会計の適用における一貫性のなさ

その他、時価会計に関して、時価会計の適用における一貫性のなさの指摘も見られた。アメリカにおける時価会計に関する規定として FASB157 号 (公正価値の測定)、FASB159 号 (金融資産及び金融負債に関する公正価値オプション) があるが、時価会計の適用も全てに対してではなく、どの金融商品に時価会計を適用するかについて企業に選択肢がある。すなわち、あるローンに対しては、時価会計を適用し、別のあるローンについては原価で計上するといったことが行われている。こうした時価会計の適用に関して幅を認める一貫性のない会計処理が、財務諸表について操作されているのではないかという大きな疑念をアメリカで生じさせているとの指摘である。

➤ 時価の測定

時価の測定方法をどうするかという点に問題がある。全ての経済活動が上手くいっている場合には、信頼性のある時価とは何なのかという問題があり、経済活動が上手くいかなかった場合には、負債の時価に奇妙な結果を引き起こす。金融機関などが財務状況の悪化に伴い、格付機関から格付の引き下げを受けた場合、負債コストが上昇し、割引率が上昇した結果、負債の現在価値が減少し、負債のバランスシート計上額が減少するとともに、インカムステートメントに収益として計上されるという奇妙な現象を引き起こす。

➤ 事業会社に対する影響

事業会社において時価会計は証券化に関して問題を起こす。GM や GE といった企業は、金融子会社で証券化を行っており、時価会計による損失計上の結果、資本が毀損し、信用力、資金調達に影響している。

3 ドイツ、フランスにおける企業会計制度に関する調査

3-1 ドイツにおける会社法現代化見直し(BilMoG)の背景と改正の概要、会社法現代化に対する国内関係者の意見、税改正の状況

3-1-1 ドイツにおける会社法現代化見直しの背景

BilMoG の背景の 1 つは、個別財務諸表にはドイツ GAAP を適用していくということを明確にした点が第一である。ドイツでは、IFRS が取り入れられてきたが、特に、上場企業による資本市場向けの情報提供に IFRS が有効であるということが分かってきた。その結果、IFRS をあくまで資本市場向けの上場企業による情報提供、すなわち連結財務諸表作成用の基準として取扱っていくということになり、一方、個別財務諸表にはドイツ GAAP を維持していくという方向になった。すなわち、連結財務諸表と個別財務諸表の作成基準を明確に分けていくという方向になった。

ドイツにおける個別財務諸表の機能には、情報提供機能のほか、利益分配、さらには、一定程度税額計算の基礎としての機能がある。ドイツでは、税の計算は原則、会計法にもとづいて作成される財務諸表にもとづいて行われ、一部、税法規定に従って特別な処理が施される。税法の規定に従った特別な処理が行われるとはいっても、税務会計の数値と財務会計の数値はほぼ一致し、ドイツにおいては、税務会計と財務会計の間には強い結びつきがある。そのため、個別財務諸表に IFRS を導入して税務会計と財務会計の結びつきを切断するような処理を避ける必要があり、個別財務諸表にはドイツ GAAP を適用していくということを明確にした。これが BilMoG の狙いの第 1 点である。

第 2 は、ドイツにおける中小企業へ適用される会計基準の明確化である。すなわち、IFRS の適用は非常な負担になり、コスト負担が大きいため、中小企業に対する会計基準として、IFRS ではない代替の会計基準を示す必要性が高まり、BilMoG がその役割を果たすこととなった。BilMoG における中小企業向け会計基準設定に関する思想は、中小企業の財務諸表作成にかかる事務処理の負担を軽減するというものであり、20%の負担軽減を目指している。

現在、個人事業者あるいは商人は、商法により原則的に複式簿記による記帳が義務付けられている。しかし、BilMoG においては、2 期連続して 1) 年間売上が 50 万ユーロ以下、なおかつ、2) 純利益が 5 万ユーロ以下である場合には、商法上の帳簿備付・決算作成義務が免除される。ただし、当該事業者が（社債の発行などで）資本市場に関係する場合には、資本会社と同様の扱いを受ける。

全ての資本会社（株式会社：AG、有限会社：GmbH など）には商法の定めるドイツ会計基準に基づき、複式簿記の記帳、財務諸表の作成・開示、連結決算などを行う義務があるが、会社の規模により、幾つかの軽減規定も定められている。会社の規模は、売上、資

産総額、従業員数に基づき、3段階に区分される。BilMoGでは、総資産および売上高の基準値を約20%引き上げることにより、軽減規定を利用することができる会社の範囲を拡大することが意図されている。

こうしたBilMoGの中小企業向けの負担軽減策は、IFRS for SMEsとの競争の結果生まれたものとも言える。IFRS for SMEsは中小企業への負担が大きく、運用にまで持つていくには複雑過ぎるという認識である。

IFRSの代替案としてのBilMoGでは、国際的な会計基準の調和化への配慮もなされている。BilMoGを通じた会計基準の国際化でこれまでのドイツGAAPとIFRSの乖離を埋める試みも行われている。

3-1-2 ドイツにおける会社法現代化改正の概要

ドイツにおける会社法現代化見直しにあたっての大きな考え方は、国際会計との調和化を進める一方、企業側には会計処理における選択肢をあまり多く与えないようにしたという点である。

国際会計との調和化を進める一方、企業側には会計処理における選択肢をあまり多く与えないようにすることにより、企業間の財務諸表の比較可能性を高める狙いを持っている。

BilMoGでは、これまでのドイツGAAPの原価ベース、保守主義を原則とするものから、IFRSの要素を取り入れている。自己創設による無形固定資産の資産化、繰延税金、および時価会計の考え方を取り入れたこと、および連結である。

その他、会計処理において企業側に認めていた選択肢を削った。BilMoGにおいては、測定、引当、減価償却などについての、企業側の会計処理の選択肢の幅が狭められている。

時価会計について言えば、BilMoGでは、2つの考え方を検討した。1つは、全ての企業を対象にトレーディング目的の金融商品についてのみ、時価会計を行うというものである。時価会計の適用範囲を一定のものに限定して導入しようとした。2つ目は、金融機関のフルトレーディングポートフォリオに対して、時価会計を導入しようとした。このうち、前者の全ての企業を対象にトレーディング目的の金融商品についてのみ、時価会計を行おうという試みは廃案になった。一方、2つ目の金融機関のフルトレーディングポートフォリオに対して、時価会計を導入しようというものの方は、最終案にも残っている。2つ目の考え方では、さらにダイナミック・プロビジョニング・アカウンティング (Dynamic Provisioning Accounting) の考え方を取り入れることが提案されている。金融機関が時価会計により評価益を計上した際に、今回の金融危機のような事態に備えて、通常時に時価会計による評価益計上分に対応したHidden reserveとは異なる引当を同時に積んでおこうというものであり、一種のバッファーとしての役割が期待されている。金融危機のような事態になって金融機関に公的資金を投入するようなことに直面して、こうした事態の発生

を未然に回避するために、金融機関に通常時から引当を積みしておくという考え方である。

このように、ドイツでは、時価会計の考え方を部分的に BilMoG に取り入れることとしたが、事業会社には時価会計の適用はなお、認められていない。

このほか、自己創設による無形固定資産の資産化については、会計基準の国際化と保守主義の原則との兼ね合いをどう取るかという問題で議論になった。自己創設による無形固定資産の資産化については選択規定ではなく、強制適用という方向で検討していたが、企業側の負荷の問題もあり、最終的に選択適用という方向になっている。

その他、BilMoG では逆基準性を廃止した。引当など税の規定で選択適用を受ける部分について、企業は税の規定を利用して資産額を操作させていたが、こうした動きを今後は止めることが出来る。

3-1-3 会社法現代化に対する国内関係者の意見

ドイツの有力産業団体は、時価会計、年金会計など IFRS と完全に異なった取扱いをしているなど第三の路を選択したと捉えており、その点に満足している。

なお、当初の BilMoG の狙いの1つとして国際化があったが、その点については失敗に終わったとの評価もみられる。IAS32号（金融商品:表示）の金融商品会計に従った規定などを設けようとしたが失敗した。金融商品会計のほか、年金についても IFRS に則った規定を当初は想定していたが、あまりに複雑でドイツ企業全般に容易には取り入れられないということになった。国際的に活動する企業にとっては、BilMoG で IFRS と同等な会計処理が取り入れられれば良かったがそうはならなかった。BilMoG を IFRS との架け橋にしようとしたが、失敗に終わった。また、税との関係も BilMoG の国際化の失敗に影響した。

一方、逆基準性の廃止、企業側の会計処理の選択肢の幅を狭めた点についてはドイツの産業界から評価されている

3-1-4 ドイツにおける税改正の状況

BilMoG の税への影響は中立的であるとされており、BilMoG が導入された場合でも、税が BilMoG に基づいて変更されるということは予定されていない。

なお、2008年度の企業税制改革は、企業税制改革法（Unternehmenssteuerreformgesetz）に基づいて、法人実効税率の30%以下への軽減、人的会社と物的会社の税負担の衡平化を行い、企業の税負担の軽減を行う一方、営業税（ラント税）の損金不算入、支払利子控除枠の設定、法人に係る繰越欠損金の適用条件の厳格化、減価償却の制限など企業の課税

ベースの拡大も同時に行い、税収中立の下で税制改革を進めている。

3-2 フランスにおける会計制度見直しの状況

3-2-1 現在の会計基準

フランスの会計も、ドイツと同様に商法が会計を規制する構造になっている。フランスの会計の特徴は PCG という会計の基礎的枠組みにある。この基礎的枠組みは、基礎的会計原則、勘定体系表、用語解説、会計基準・連結会計基準より成る。この中でも勘定体系表は最も特徴的で、勘定科目を決め、比較を容易にしており、マイクロ（企業）会計とマクロ（国民所得）会計の橋渡しをする上で重要なものとなっている。フランスの企業は従来国営企業であり、かつては国営企業がマクロ経済政策の達成のために運営されていた。そのため、マイクロ会計とマクロ会計の連携が重視され、PCG が施行された。PCG は、1999 年からは毎年規定改正が行われており、現在公開されているものでは、2005 年版が最新となっている。

フランス国内では、CNC が基準作成を行う一方、会計規則委員会（Comité de la Réglementation Comptable: CRC）が会計基準の解釈の統一化、財務諸表利用者に信頼される財務諸表の作成基準の提示を行っている。

フランスの国内会計基準の特徴として、個別財務諸表は商法、会社法に基づいて作成されるという点が指摘できる。そして、フランス国内の会計について規定する PCG は、商法及び会社法で規定されていない部分について補完的に規定している。PCG の特徴としては、用語定義、勘定組織の規定、勘定の運用に関する規定、決算に関する規定等を明示していることで、帳簿から決算までを包含している点である。

フランスを含む大陸系の会計基準では、個別財務諸表が非常に重視されており、帳簿は裁判における証拠書類としてもでも使用されるため、帳簿の作成についての規制もある。さらに、配当可能利益、株主への情報提供は当初重視されていなかったが 80 年代以降重視される傾向にある。

確定決算主義であることは日本と同様で、従業員利益分配制度の算定基礎についても非常に古くから規定がある。マクロデータの提供もあるため会計基準の変更にはマクロ経済指標を管轄している部門の意向も取り入れられる。

3-2-2 ANC の創設

フランスにおける会計制度をめぐる最近の動きとしては、会計基準局（Autorité des Normes Comptables: ANC）の創設と会計基準設定プロセスの改革の動きが挙げられる。フランスにおける会計基準設定は、CNC が会計基準の設定を行う一方、CRC が CNC によ

って作成された会計基準が、現行のフランスの法体系と整合的であるかどうか検討し、強制力のある規則とするかどうかを決定するという形で役割が分かっていたが、複雑かつ変化の激しい環境に不適合であるとの認識のもと、財務諸表の表示とその内容に関する規則の全部を作成する権限を一つの組織に集約するべく、CNCを改革し、ANCの創設を行った。また、CNCの改革、ANCの創設には、国際会計基準の変化に貢献しその適用をフォローするという狙いもある。

ANCの役割は、2009年1月22日付オルドナンス第2009-79号の第1条において、以下のように規定されている。

1. ANCは、規則の形式で、企業会計基準（normes comptabilité privée）に適合した会計書類を作成する法的義務が課される自然人（個人）ないし法人が準拠しなければならない一般会計及び部門別会計の命令規定を作成する。
2. ANCは、国家当局によって作成される1.での対象とされる自然人ないし法人に適用される会計上の諸措置を含むすべての法律ないし規則の条項について意見を述べる。
3. ANCは、国際会計基準の作成手続きの一環として、自発的にないし経済担当大臣の要請により、意見及び見解を表明する。
4. ANCは、会計について導かれる理論研究や方法論研究の整合や総合に注視する。したがって、それは、特に研究や勧告の形で、これらの領域においてあらゆる措置を提案する。

また第2条ではANCの構成が規定されているが、これは2007年に刷新されたCNCのそれを継承している。

なお、ANCの役割を果たすために、1.に規定される事項を除いて、特別委員会にその任を委ねることができる。この特別委員会は、国際会計基準委員会と企業会計基準委員会から構成されている。

CNCからANCへ移行することによってより大きな会計基準設定主体としての権限が与えられることになる。また、従来、会計基準の決定は各種ステークホルダーが参加していたが、ANCでは10人前後の少人数の機関が会計基準の決定を担うことになり、より迅速な対応も可能になる。

4 複数の会計基準を設定する場合の論点の調査

4-1 イギリスの企業会計制度の建て付け

イギリスでは、現状、企業の分類に応じて IFRS、財務報告基準（Financial Reporting Standards: FRS）、小規模企業のための財務報告基準（Financial Reporting Standards for Smaller Entities: FRSSE）の3つの会計基準が併存することとなっている。イギリスでは、会計と税務が分離しているとされ、会計基準の設定において税法の影響を受けることが殆どないことが、IFRS、FRS、FRSSE という複数の会計基準を許容する余地を広めていると考えられる。

小規模企業においては、1997年に中小企業向け会計基準である FRSSE が制定されて以来、FRS 及び IFRS 以外にも、FRSSE で法定財務諸表の作成をすることができる。FRSSE は、FRS に比べ大幅に分量が少なく、表示・注記に関しても大幅に簡素化していることが特徴となっている。

しかし、IFRS と FRS という2つの会計基準のフレームワークを維持するということは困難であるという考え方のもと、2012年から2013年での実現に向けて、イギリスでは、会計基準の適用関係の見直しが計画されている。

計画されている見直しの内容は以下の通りである。第1は、これまで通り、どの企業も IFRS を使うことが出来るということである。第2は、公的な責任を持つ企業（Publicly Accountable Companies）には、連結財務諸表、個別財務諸表にかかわらず、IFRS の使用を義務付ける。公的な責任を持つ企業には、全ての銀行、協同組合（Cooperatives）、ミューチュアルファンドが含まれる。第3は、中規模企業には、連結財務諸表、個別財務諸表にかかわらず、IFRS for SMEs の適用あるいは IFRS の選択適用にする。第4は、連結財務諸表、個別財務諸表にかかわらず、小規模企業について、FRSSE あるいは IFRS for SMEs、IFRS の選択適用を認める。第5は、慈善団体などのその他の組織体には、従前通り UK GAAP を適用していく方針である。今年の6月に上記提案を行い、関係者に6ヶ月間の意見表明期間を与え、2010年に上記の通りで行くかどうか決定する予定である。この提案が通ると、その他組織体の分類はあるが、UK GAAP（FRS）は、FRSSE 以外にはなくなることになる。

図 1. 現状のイギリスにおける会計基準の適用関係

	ロンドン証券取引所 上場企業	PLUS 上場企業、非上場企業	
		小規模企業以外	小規模企業
連結財務諸表	IFRS	IFRS or FRS	IFRS or FRS or FRSSE
個別財務諸表	IFRS or FRS	IFRS or FRS	IFRS or FRS or FRSSE

(季刊会計基準 vol.22 より抜粋)

図 2. 今後のイギリスにおける会計基準の適用関係 (予定)

	公的な責任を持つ企 業 (Publicly Accountable)	公的な責任を持つ企業以外 (Non publicly accountable)	
		中規模企業	小規模企業
連結財務諸表または 個別財務諸表	IFRS	IFRS or IFRS for SMEs	IFRS or IFRS for SMEs or FRSSE

(ASB インタビュー結果をもとに三菱総合研究所作成)

また、長期的には、FRSSE と IFRS for SMEs のコンバージェンスを進め、小規模企業について、IFRS for SMEs あるいは IFRS の選択適用に持って行きたいと考えている。

FRSSE と IFRS for SMEs の大きな違いは以下の点である。1つ目は、FRSSE では、連結は要求されていないのに対し、IFRS for SMEs では要求される。小規模企業では子会社を持っていたとしても、規模が非常に小さく、連結財務諸表作成の必要性は低い。第2は、繰延税金である。FRSSE では、繰延税金の計上は要求されないのに対し、IFRS for SMEs では要求される。第3は、キャッシュフロー計算書である。FRSSE では、キャッシュフロー計算書の作成は要求されないのに対し、IFRS for SMEs では要求される。第4は、株式報酬である。FRSSE では、株式報酬の計上は要求されないのに対し、IFRS for SMEs では要求される。

小規模企業の数に多数を上り、適用される会計基準の変更は、大きな負担になる。従って、小規模企業については、従来通り、FRSSE の適用を認めたことは好意的に受け取られているとのことである。

イギリスでは、企業規模別に異なる会計基準を適用することの理由としては、大企業に適用されるような通常の会計基準は、小規模の企業に適用するのにもあまりに複雑過ぎること、小規模企業に大企業に適用されるような洗練された会計基準を適用するのはあまりに

コストがかかり過ぎることがある。

イギリスの会計基準の適用関係における特徴として、企業規模別に会計基準の適用が異なることが挙げられるが、企業規模別に会計基準を適用するときのポイントとしては、中小企業の財務諸表の利用者は誰か、利用者のニーズは何か、コスト、会計基準の複雑さ、会計基準の目的適合性（**Relevance**）、コストベネフィットなどがある。株式報酬で言えば、株式報酬の基準を適用しようとするれば、企業側に株式報酬の推定や評価の作業を強いることになり、それだけのことを行うだけの人的リソースが企業側にあるか、株式報酬を計上するためのコストを上回るベネフィットがあるかなどを検討する必要があり、線引きをどこかでする必要がある。連結にしても中小企業の場合、純粹に活動している子会社がどれだけあるかということを見ると、持株会社でグループを形成している大企業のように連結財務諸表の作成が必要なのかという話になる。企業規模別に異なる会計基準の適用を図っていくには、最終的に適切な判断が重要になってくる。

4-2 会社規模別、目的別など複数の会計基準を設定する場合の論点

会社規模別、目的別など複数の会計基準を設定する場合の論点についてドイツ、フランス、イギリスの状況を検証し、有識者との勉強会を開催するなどして検討を行った。

4-2-1 会社規模別に複数の会計基準を設定する場合の論点

我が国において、大企業と中小企業など会社規模別に異なる会計基準を設定する場合の論点としては以下の点が挙げられる。

➤ 人員の制約等

中小企業を中心とした非上場企業へ上場企業と同様の会計基準を適用することは、人員面の制約があるとともに財務諸表作成コストも増加するため、非常に大きな負担となる。

ドイツやフランスでは、個別財務諸表にまでIFRSを適用することは、財務諸表作成負担の増加につながるとして中小企業を中心とする非上場企業への強い配慮から連結財務諸表にのみIFRSを原則適用している。

➤ 会社規模別に複数の会計基準を適用する際の会社規模の区分基準

会社規模別に複数の会計基準を適用するには会社規模の区分基準の明確化が必要になる。

イギリスをはじめとするヨーロッパでは、総資産、総売上高、年間平均従業員数に応じて会社規模を区分している。さらに、イギリスでは、会社規模別に会計基準を整備するにあたり、大企業に相当するものとして公的な責任を持つ（Publicly Accountable）企業という概念を取り入れようとしている。

➤ 中小企業向け会計基準の簡素化の方法

企業規模による会計処理の相違は原則としてない中で、どこまで中小企業を簡便な運用にするかなど、簡素化の方法が問題になる。

FRSSEを設定しているイギリスでは基本的な考え方は会社規模にかかわらず共通的に適用し、繰延税金、株式報酬、金融商品など中小企業に負担の大きい会計基準について簡便的な処理を認めるような形にしている。

4-2-2 目的別に複数の会計基準を設定する場合の論点

情報提供機能重視の連結財務諸表には IFRS、情報提供に加えて、分配可能利益、課税所得算定の基礎としての機能も重視される個別財務諸表には国内基準を適用することを想定した論点として以下のものが挙げられる。

➤ 会社法、税法との連携の問題

連結財務諸表にはIFRS、個別財務諸表には国内基準を適用した場合、各国の事情と関係なく策定されるIFRSの影響を会社法・税法が基本的に受けないと考えられる。我が国は、確定決算主義を採用し、会社法によって確定した会計の決算に基づいて課税所得の計算を行うものとされており、また、会社法上、配当可能利益の算定は会計の利益がベースになっていることから会社法、税法と会計基準との関係が重要となる。

ドイツでは、税務貸借対照表に対する商事貸借対照表の基準性原則が存在し、個別財務諸表にまで IFRS を全面的に適用することは、税法の大幅な改正が必要であることから、個別財務諸表には原則として国内基準を適用することとしている。また、BilMoGで廃止されることになったが、税法会計が強行法規として商法会計を支配するという逆基準性の存在も商法会計と税法会計の関係を密接なものとしていた。また、実現原則に反する貨幣性資産の裏づけのない利益の計上が可能な IFRS を分配可能利益算定の基礎としての機能も備える個別財務諸表にまで全面的に適用することは、会社法の大幅な改正が必要であることから、個別財務諸表には原則として国内基準を適用している。

フランスでは、個別財務諸表は配当可能利益の算定および株主に対する情報提供、課税所得計算の基礎に加えて従業員利益分配制度の算定基礎、マクロ経済データの提供など多面的な機能を有するものとされ、商法、税法に加えて、労働法、国民所得会計との結び付きが強く、PCG はこれらの機能を結び付ける社会的機能を担っている。こうした中で、IFRS を個別財務諸表の作成基準とすることは社会的コストが大きいと判断されている。

➤ 負担の問題

連結財務諸表にはIFRS、個別財務諸表には国内基準を適用した場合、同一企業内で複数の基準に基づく財務諸表を作成する必要がある。出てくる。

ドイツやフランスでは、IFRS を連結財務諸表のみに適用し、個別財務諸表は国内基準で原則作成されるが、上場企業を中心に、連結財務諸表、個別財務諸表を異なる複数の会計基準で作成するのではなく、IFRS を個別財務諸表にも適用することによる財務諸表作成負担の軽減を求める声が挙がっている。

➤ 準拠性の問題

連結財務諸表にはIFRS、個別財務諸表には国内基準を適用した場合、連結財務諸表と個別財務諸表の準拠性の問題が考えられる。

ドイツは、ドイツ企業が国際資本市場で上場しやすくするため、1998年資本調達促進法（KapAEG: Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz）でHGB第292a条を新設し、上場会社の連結財務諸表に適用される会計基準としてHGBに加えてIASとUS GAAPを認め、ドイツ商法基準に準拠した連結財務諸表の作成義務からの免責条項を設けた。ドイツ上場企業はHGB第292a条の免責条項を適用することで国内基準に準拠した連結財務諸表と個別財務諸表の一体化の制約はなくなり、IASとUS-GAAPに準拠した連結財務諸表の作成が認められることとなった。しかし、HGB第292a条は、2004年末までの時限立法であったため、2005年に企業会計法改革法（BilReG: Bilanzrechtsreformgesetz）で、ドイツ商法基準に準拠した連結財務諸表の作成義務を免責するためにHGB第315a条が新設され、国際的な会計基準を適用する根拠法も同法が担うこととなった。

フランスは、2004年12月20日付オルドナンス第2004-1382号の第1条において、上場企業の連結財務諸表へ国際会計基準を強制適用するに際し、連結財務諸表を作成し公表する商事会社が、欧州委員会の規則により採用された国際会計基準を使用するとき、連結財務諸表の作成と公表につき、国内基準に従うのを免除する旨規定し、個別財務諸表の作成基準と連結財務諸表の作成基準を完全分離している。

参考文献

- 1) Accounting Standards Committee of Germany (ASCG), with BDI and PricewaterhouseCoopers, 'Report on SME Field Tests in Germany', 2008
- 2) Ball, Ray. 'International financial Reporting Standards (IFRS): pros and cons for investors', *Accounting and Business Research*, International Accounting Policy Forum, pp5-27, 2006
- 3) Ball, Ray. 'Market and political / Regulatory Perspectives on the Recent Accounting Scandals', *Journal of Accounting Research*, Vol.47, No.2, 2009
- 4) Ball, Ray., Kothari, S.P., and Robin, Ashok. 'The effect of international institutional factors on properties of accounting earnings', *Journal of Accounting and Economics*, Vol.29, pp1-51, 2000
- 5) Colasse, Barnard., and Pochet, Christine. 'The genesis of the new Conseil National de la Compatibilite (2007): a case of institutional isomorphism', *Accounting in Europe*, 2008
- 6) Deloitte Germany, 'Praxis-Forum Newsletter', 2008
- 7) Hail, Luzi, Leuz, Christian, and Wyscki, Peter. 'Global Accounting Convergence and the Potential Adoption of IFRS by the United States: An Analysis of Economic and Policy Factors', 2009
- 8) Institute of Chartered Accountants in England and Wales, ICAEW, 'EU Implementation of IFRS and the Fair Value Directive: A report for the European Commission', 2007
- 9) Mouvement des Entreprises de France , MEDEF , 'Summary and results of the Survey Carried Out by MEDEF', 2006
- 1 0) Niemeier, Charles. 'Keynote Address on Recent International Initiatives 2008 Sarbanes-Oxley, SEC and PCAOB Conference, New York State Society of CPAs, New York City', 2008
- 1 1) PrinceswaterhouseCoopers, 'Accounting'Bulletin Comptable et Francier France', 2006
- 1 2) Sunder, Shyam 'IFRS and the Accounting Consensus', 2008
- 1 3) United Nations Conference on Trade and Development , 'Practical implementation of international financial reporting standards: Lessons learned', 2008

- 1 4) United Nations Conference on Trade and Development ,‘Review of Practical implementation issues relating to international financial reporting standards: Case study of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland’, 2008
- 1 5) US Securities and Exchange Commission, ‘Acceptance From Foreign Private Issuers of Financial Statements Prepared in Accordance With International Financial Reporting Standards Without Reconciliation to U.S. GAAP ’ 2007
- 1 6) US Securities and Exchange Commission, ‘Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers ’ , 2008
- 1 7) US Securities and Exchange Commission ‘International Roundtable on Fair Value Accounting Standards Wednesday, July 9, 2008’ , 2008
- 1 8) US Securities and Exchange Commission ‘Roundtable on Mark-to-Market Accounting Wednesday, October 29, 2008 ’ , 2008
- 1 9) US Securities and Exchange Commission ‘Mark-to-Market Accounting Roundtable Friday, November 21, 2008 ’ , 2008
- 2 0) US Securities and Exchange Commission ‘Report and Recommendations Pursuant to Section 133 of the Emergency Economic Stabilization Act of 2008: Study on Mark-To-Market’, 2008
- 2 1) 五十嵐邦正 (2008) 「ドイツ会計制度の動向－有限会社法改正政府案と商法改正参事官案-」 『産業経理』 vol.68 No. 2
- 2 2) 稲留修 (2008) 「会計基準の国際化と日本企業に与える影響について」 『月間監査研究』 No.416
- 2 3) 井上武 (2008) 「サブプライム問題を機に高まる時価会計をめぐる論議」 『資本市場クォーターリー』
- 2 4) 岩崎政昭 (2008) 「2008-2009 年度ドイツ企業税法・個人投資所得一元課税制度のねらい」 『租税研究』 No.19
- 2 5) 鷺地隆継 (2009) 「原則主義の対応と解釈指針の役割」 『企業会計』 vol.61 No3.
- 2 6) 沖野光二 (2006) 「イギリス会計基準の国際化の動向を手掛かりとして」 『会計』 vol.170 No. 6

- 27) 小津稚加子 (2006) 「新興経済圏の会計基準設計と IASB 討議資料の基本論点」『経済学研究』vol.73 No. 2,3
- 28) 木下勝一 (2003) 「ドイツ上場企業の連単利益情報の有用性」『同志社大学ワールドワイドビジネスレビュー会計』vol.5 No. 1
- 29) 木下勝一 (2006) 「EU 承認 IFRS のドイツ商法会計規範の国内法化」『会計』vol.170 No. 1
- 30) 木下勝一 (2008) 「ドイツ連邦法務省の商法会計法現代化の意義」『会計』vol.174 No. 1
- 31) 倉田幸路 (2007) 「ドイツにおける会計戦略 (2005)」『商経論叢』vol.43 No. 1
- 32) 倉田幸路 (2008) 「コンバージェンスの会計基準への影響」『立教経済学研究』vol.61 No. 4
- 33) 財団法人 財務会計基準機構 (2008) 『調査報告 企業会計と税法等の調整に関する現状分析と課題』
- 34) 齊藤直哉・古田美保 (2008) 「主要国の会計と税務に関する実態調査 (その 2)」『季刊 会計基準』vol.23
- 35) 坂本雅士・藤井誠 (2008) 「主要国の会計と税務に関する実態調査 (その 1)」『季刊 会計基準』vol.22
- 36) 佐藤誠二編著 (2007) 『EU・ドイツの会計制度改革』
- 37) 佐藤信彦編著 (2008) 『国際会計基準制度化論』
- 38) 杉本徳栄 (2009) 「米国内での IFRS 適用に向けた動き」『企業会計』vol.61 No1.
- 39) 税理士法人トーマツ編 (2008) 『欧州主要国の税法 (第 2 版) 』
- 40) 高木大基 (2009) 「EU の IFRS 採用と各国の対応」『企業会計』vol.61 No1.
- 41) 辻山栄子 (2009) 「IFRS 導入の制度的・理論的課題」『企業会計』vol.61 No3.
- 42) フランス会計規制委員会編、岸悦三訳 (2004) 『フランス会計基準』
- 43) 三原園子 (2006) 「ドイツ企業の国際会計基準導入とわが国の課題」『国際会計研究学会年報 2006 年度』

- 4 4) 森美智代、ダルシー・アンネ (2005) 「会計基準の統合と会計監督による制度整備」『会計』vol.168 No. 4
- 4 5) 森信茂樹 (2007) 「ドイツ税制改革について」『国際租税研究』No.19
- 4 6) 山田浩史 (2009) 「作成者から見た IFRS 導入の影響と課題」『企業会計』vol.61 No.3.

参照 URL

- 4 7) ASB, Accounting Standards Board: <http://www.frc.org.uk/asb/>
- 4 8) BDI, Bundesverband der Deutschen Industrie e.V.:
http://www.bdi-online.de/en/Startseite_engl.htm
- 4 9) CNC, Conseil national de la comptabilité : <http://www.cnc.minefi.gouv.fr/>
- 5 0) Deloitte, IAS PLUS: <http://www.iasplus.com/index.htm>
- 5 1) DIHK, Deutscher Industrie- und Handelskammertag: <http://www.dihk.de/english/>
- 5 2) FRC, Financial Reporting Council: <http://www.frc.org.uk/>
- 5 3) IASB, International Accounting Standards Board: <http://www.iasb.org/Home.htm>
- 5 4) MEDEF, Mouvement des Entreprises de France: <http://www.medef.fr/main/core.php>
- 5 5) SEC, U.S. Securities and Exchange Commission: <http://www.sec.gov/>
- 5 6) 駒澤大学「時事会計教室」: <http://www.komazawa-u.ac.jp/~ishikawa/profile.htm>
- 5 7) 高崎経済大学 「EU の国際会計基準への対応」
<http://www1.tcue.ac.jp/home1/yuikeda/kougi5.pdf>
- 5 8) 高崎経済大学 「国際会計基準へのアメリカとイギリスの影響力」
<http://www1.tcue.ac.jp/home1/yuikeda/kokusai3.pdf>

[付録] 略語一覧

- ANC : 会計基準局 Autorité des Normes Comptables
- ASB : 英国企業会計審議会 Accounting Standards Board
- ASBJ : 企業会計基準委員会 Accounting Standards Board of Japan
- BDI : ドイツ産業連盟 Bundesverband der Deutschen Industrie e.V.
- BilMoG : 貸借対照表法現代化法 Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz
- BS : 貸借対照表 Balance Sheet
- CF : キャッシュフロー計算書 Cash Flow Statement
- CNC : 国家会計審議会 Conseil National de la Comptabilité
- CRC : 会計規則委員会 Comité de la Réglementation Comptable
- DAX : ドイツ株価指数 Deutscher Aktienindex
- DIHK : ドイツ商工会議所連合会 Deutscher Industrie -und Handelskammertag
- EC : 欧州委員会 European Commission
- EU : 欧州連合 European Union
- FASB : 米国財務会計基準審議会 Financial Accounting standards Board
- FIFO : 先入先出 First In, First Out
- FRS : 財務報告基準 Financial Reporting Standards
- FRSSSE : 小規模企業のための財務報告基準 Financial Reporting Standards for Smaller Entities
- GAAP : 一般に公正妥当と認められる会計原則 Generally Accepted Accounting Principles
- HGB : ドイツ商法 Handelsgesetzbuch
- IFRS for SMEs : 中小企業向け IFRS International Financial Reporting Standards for Small and Medium-sized Entities
- IAS : 国際会計基準 International Accounting Standards
- IASB : 国際会計基準審議会 The International Accounting Standards Board

- ICAEW : イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 Institute of Chartered Accountants in England and Wales
- IFRS : 国際財務報告基準 International Financial Reporting Standards
- LIFO : 後入先出法 Last In, First Out
- MEDEF : フランス経営者連合 Mouvement des Entreprises de France
- PCG : フランス会計基準 Plan Comptable Général
- PL : 損益計算書 Profit and Loss Statement
- SEC : 米国証券取引委員会 US Securities and Exchange commission
- UN : 国際連合 The United Nations